

教育・保育の確保方策について

市原市役所 子ども福祉課

平成26年9月6日

教育・保育の確保方策

確保方策 量の見込みを満たすためのサービス(施設・事業)

留意点 (保育所関係メイン)

- 施設・事業による認可の判断基準の違い

分類	認可	需給判断 <small>(本市の場合)</small>
認可保育所	県が認可	市域全体
地域型保育事業	市が認可	支所所管区域

例: ちはら台地区で100人待機児童
事業者が加茂地区で認可申請
⇒ 県は認可

- 保護者の約90%: 「自宅近くの施設」を利用希望
- 居住地と希望保育所の関係 (6ページ参照)
⇒ 必ずしも「支所所管区域内」で完結しているわけではない。

確保方策の設定方針

方針① H26年度希望状況を反映して「区域移動」を考慮

- H26年4月の保護者の「第一希望保育所」または「利用幼稚園」によって、量の見込みを「居住地」⇒「利用希望地区」に移動させる。
- 各年度の居住者をH26年の希望場所の比率で按分して振り分ける。
- 「市外流出」と「市外流入」は考えない。

方針② 現時点で実現見込みのある確保方策を設定

- 認定子ども園化を希望している幼稚園を反映
- 新規設置を希望している民間保育所を反映
- 地域型保育事業の開始希望を反映
- 公立保育所の認可定員の変更(年齢別定員の組み替え)で対応

確保方策の設定方針

方針③ 「自宅近隣」による区域移動調整

- 国の考え(2ページ参照):市民は市内を自由に移動⇒市原市の場合は非現実的
- ニーズ調査(自宅近隣希望:90%)と現在の第一希望保育所の状況を考慮し、
「近接区域」かつ「ある程度の希望」がある地域を『自宅近隣』として、移動可とする。

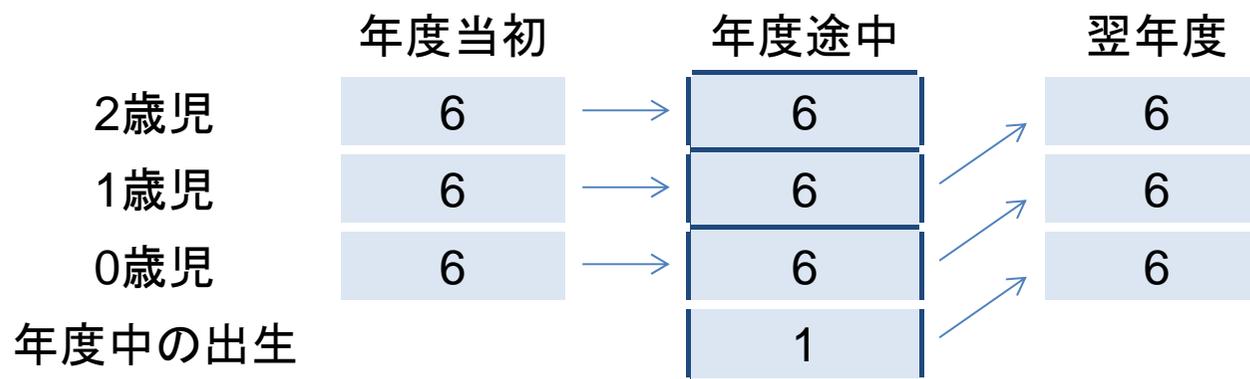
区域移動調整によるメリット

- ニーズに対してある程度まとめて対応⇒過剰投資を抑制
- 今後需要が維持されると見込まれる地域に「施設型」を設置⇒長期に利用可能

確保方策の設定方針

方針④ 不足分を小規模保育(地域型保育事業)で補完

- 3歳未満児を受け入れる保育事業。
- 最大19人まで。
- 定員設定 0歳クラス:7人 1歳クラス:6人 2歳クラス:6人 計19人



居住地と希望保育所の関係 H26第一希望施設集計

		居住地										
		合計	姉崎	市原	五井	三和	市津	辰巳台	南総	加茂	有秋	ちはら台
施設所在地	合計	2,482	248	487	808	74	78	99	176	35	126	351
	姉崎	481	219	8	113	11		1	9		119	1
	市原	451	3	330	77	3	8	25	2			3
	五井	699	23	39	581	18	6	9	11		6	6
	三和	58	1	4	22	23			8			
	市津	51		2	1		11	5		1		31
	辰巳台	192		83	9		22	50				28
	南総	161	2		1	18			135	4	1	
	加茂	41			2				9	30		
	有秋	0										
	ちはら台	348		21	2	1	31	9	2			282

地元

隣接地

自宅近隣地の設定

		居住地										
		合計	姉崎	市原	五井	三和	市津	辰巳台	南総	加茂	有秋	ちはら台
施設所在地	合計	2,482	248	487	808	74	78	99	176	35	126	351
	姉崎	481	219	8	113	11		1	9		119	1
	市原	451	3	330	77	3	8	25	2			3
	五井	699	23	39	581	18	6	9	11		6	6
	三和	58	1	4	22	23			8			
	市津	51		2	1		11	5		1		31
	辰巳台	192		83	9		22	50				28
	南総	161	2		1	18			135	4	1	
	加茂	41			2				9	30		
	有秋	0										
	ちはら台	348		21	2	1	31	9	2			282

地元

自宅近隣

除外

自宅近隣扱い